

問い合わせ先

松田 博司・城市 武志・
小林 祐介・早坂 周子・
中原 孝博
ニラドリ・ナグ(EY Japan 駐在)

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

hiroshi.matsuda@in.ey.com
takeshi.joichi@in.ey.com
yusuke.kobayashi@in.ey.com
shuko.hayasaka@in.ey.com
nakahara.takahiro@in.ey.com
nag.nldr@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2015 年 4 月号

1. **【税務】**APAの遡及適用施行規則を公表
2. **【税務】**マーケット無形資産の構築・強化に関連する移転価格に係るデリー高裁判決
3. **【税務】**国外所得/資産非開示による脱税等を抑制する法案を下院に上程
4. **【会計】**2015年会社(インド会計基準)規則を公表
5. **【投資】**Make in India: 消耗品市場の動向



EY

Building a better
working world

2015年予算案発表後間もなく、移転価格に関する重要なニュースが立て続けに出て、実務界で物議をかもしています。長らく待ち望まれていたAPA遡及適用施行規則の公表とAMPIに関するデリー高裁の判決についてです。また、ブラックマネー対策に本腰を上げ始めた政府は下院へ関連法案を上程しました。この動向も注視しなければなりません。今月より、Make in Indiaシリーズとして各業界の最新動向を不定期でお伝えします。今月は家電等、消耗品市場を取り上げます。その他、2月16日に公表された2015年会社(インド会計基準)規則も、本JBSフラッシュニュースで取り上げます。

1. 事前確認制度(APA)の遡及適用施行規則を公表

2014年財政法(No.2)は所得税法を改正し、最大4年間、APAの遡及適用を認めることとしました。条件、手順、方法が別途規定されることを条件に、2014年10月1日から施行されています。直接税中央委員会は、2015年3月14日に、APA遡及適用の施行のための規則を正式に公表しました。規則によれば、申請書を提出あるいは今後提出する申請者は、APAをすでに申請済み、あるいは今後申請を行うことになる同一の国外関連取引についてAPAの遡及適用を求めることができます。規則はまた、遡及適用を求める手続き、遡及適用が否定される状況、あるいは遡及適用が取り消される状況についても言及しています。遡及適用申請はAPA申請とともに行わなければなりません。なお、2015年1月1日以前に提出されたAPA申請の場合、遡及適用の要求は2015年3月31日以前に行わなければなりません。APA規則はまたAPAの事前相談は潜在的なAPA申請者にとって任意のものであるとして改正されました。納税者は必要に応じ、既存および今後のAPA申請への影響をレビューし、APAの遡及適用を求めるため、いかに行動すべきか、検討する必要があります。

▶ 経緯

2012年財政法は所得税法にAPAに関する規定を導入し、2012年7月1日から施行されました。しかし、当該規定はAPAの遡及適用を認めていませんでした。2014年財政法(No.2)は所得税法を改正し、別途規定される条件、手続き及び方法に準拠することを条件に、最大過去4年間のAPAの遡及適用を認め、2014年10月1日から施行されました。2015年3月14日に委員会は、APAの遡及適用を求めるための条件、手順や方法を通知しました。

▶ 適否

遡及適用の規定は、申請者がAPAの対象としている国外関連取引に適用されます。なお、申請者が所得税法の規定に従って、遡及適用を求める対象年度において確定申告書及びForm3CEB(移転価格の証明書)を提出していることが条件になります。APAに基づき合意された独立企業間価格は、遡及適用対象年度の国外関連取引に適用されます。しかし、遡及規定は、国外関連取引が控訴中となっている場合や、税務高等裁判所(ITAT)がAPA締結前に控訴事案に裁決を行った場合には適用されません。遡及申請により、事情次第で、申請者の当該年度における申告書上の総所得の減少、あるいは損失の増加をもたらす場合も、遡及適用されません。

▶ 提出期限と申請料

申請者は中央所得税委員会(CBDT)に50万ルピーの申請手数料とともに遡及適用の正式な申請を提出することが求められます。

一般的には、遡及適用の申請はAPA申請と同時に行われなければなりません。しかし、2015年1月1日以前にAPA申請の提出及び締結が行われた場合、2015年3月31日までに遡及申請書を提出する必要があります。

▶ 遡及適用申請用紙

遡及申請のための所定の用紙(Form3CEDA)には、APA当局に提供する必要がある情報や文書のリストが規定されています。概して、申請者が遡及対象としたい数年分の国外関連取引、そして確定申告書やForm3CEB(移転価格の証明書)の提出のコンプライアンス、係争中の訴訟事案(控訴中の裁判所、税務高

等裁判所(ITAT)が控訴事案に裁決を行ったか)の詳細な情報を求めています。

▶ 遡及規定の効果—申告の修正と過去の控訴の取下げ

規則は、申請者が遡及適用に関連する年度の控訴中の事案を取り下げ、合意した独立企業間価格に基づいて修正申告し、必要であれば追加の税金を支払うことを求めています。さらに、規則は遡及適用年度の取引に関して、当局が控訴した場合についても言及しています。この場合、申請者による修正申告の3ヶ月以内に、当局は控訴を撤回しなければなりません。申請者及び当局は、遡及規定を含むAPAを、控訴審が行われている裁判所に早期通告しなければなりません。申請者サイドの瑕疵により、規則に沿って、APAの遡及適用規定が執行されない場合には、APAは取り消されます。

2. マーケット無形資産の構築・強化に関連する移転価格に係るデリー高裁判決

本項は 2008-09 年度に発生した広告宣伝、マーケティング、プロモーション活動(AMP)の過度な費用について、所得税コミッショナーから移転価格調整を受けたことについて、ソニーエリクソンモバイルコミュニケーションズインディア社(現ソニーインディア社)を中心とする納税者企業の団体訴訟に対する、デリー高裁の 3 月 16 日の判決を要約したものです。

デリー高裁に控訴された移転価格事案は、インド関連会社はそのプロモーション活動により、法的に別の関連会社(例えば親会社)が所有する商標やブランドネームの価値を高めているので、ブランドオーナーに対する役務提供を実施したとみなして独立企業間原則で補償請求する必要があるかということでした。プロモーション活動は一般的に、マーケティングを行う関連会社で AMP 費用を発生させることとなります。商標の法的所有者は、商標製品のライセンサーあるいは供給者であるのに対し、マーケティングを行う関連会社は商標権のライセンサーあるいは商標製品の販売業者です。

以前、LG 電子の事案では、インドの納税者企業と国外関連者企業間の取引を認め、納税者企業は国外関連者企業が法的に所有するブランドのプロモーションのため AMP 費用を発生させているとして、デリー税務高等裁判所(ITAT)の特別法廷は判示しました。また、インド納税者企業が国外関連者企業のために行ったブランド構築の取引はマークアップを要する「サービスの提供」に該当すると特別法廷は判示しました。さらに、特別法廷は、AMP の取引価格を決定するため、ブライトラインテスト(数値基準による線引きテスト)の使用も支持しました。特別法廷は、AMP 費用を通して、国外取引ブランドやロゴのプロモーションの価額を決定する際に考慮すべき 14 の要素(インド関連者企業が国外関連者企業から補助金を受領したか、インド関連者企業がロイヤルティを支払ったか、ブランドは確立されたものか等々)も定めました。

デリー高裁は、AMP支出が国外関連取引であると支持しながらも、AMP費用の補償は国外関連者企業からの輸入品の購入価格に、あるいは低いロイヤルティ送金額に算入されているものと結論づけました。デリー高裁は、取引が独立企業間価格で行われているかは他の販売活動に関連する取引と合算ベースで分析、検証されるべきものと判示しました。税務当局が取引を合算ベースでなく、単独のものとして取り扱う場合には、税務当局はその理由を明確に述べなければなりません。デリー高裁は、移転価格は所得配分の手段であり、過重な、あるいは重複課税をしてはならないことを強調しました。各事案の事実を照らして、当該判決を参照適用するよう、ITATに事案の差し戻しが行われたので、LG電子インド社の事案で以前にデリー税務高等裁判所(ITAT)特別法廷が支持した「14の要因テスト」は先例としての価値は限定的となりました。

3. 国外所得/資産非開示による脱税等を抑制する法案を下院に上程

インド政府はブラックマネーの脅威を抑制するための早急な措置の重要性を認め、そのために、包括的な法律の制定を提案しています。それに応じて、インド政府は2015年3月20日に、以下の特徴を持つ法案のプレスリリースに続いて2015年非開示外国所得及び資産(課税)法案を国会下院に上程しました。

法案は、2002年マネーロンダリング防止法の改正も提案しており、特に税金犯罪がその中に含まれるようです。

海外、特にタックスヘイブン国やオフショア金融センターに隠されている収入/資産は、最近の公開討論で議論となっています。脱税は、社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)と経済発展を実施するための重要な国家の資源を奪うこととなります。インドの最高裁判所と社会全般は、大規模に、明確にこの問題に関する懸念を表明しています。

従来よりインド政府は度々、非開示の国外資産/所得を突きとめ、取戻すと約束していました。インドの既存の法律の限界を踏まえ、コミットメントを示すため、インド政府はインドの下院で法案を上程することにより、非開示の国外資産/所得を根絶するための多面的な措置を開始しました。

法案はインド所得税法上、開示又は報告されていなかった国外所得/資産の課税のために、独立した制度を規定するものです。2015年4月1日以降税務当局から通知が行われることになっています。2015年4月1日より前に税務当局によって摘発された国外所得/資産はインド所得税法によって管理されます。さらに、そのような資産が税務当局の知られることとなる年度に、非開示の国外資産に課税することにより、法案は過年度の調査を再開して課題の克服しようとしてきました。これにはインド所得税法上、16年以内に調査を再開することを含みます。

法案はインドのすべての居住者に適用することを提案しています。そしてインドで滞在期間により「居住者」のステータスを得ている海外からの駐在員にも適用拡大が考えられています。法案は、2015年予算案で提案された、実質的管理地主義の居住者判定でインドの「居住者」と判定された場合には、外国企業にも適用される場合があります。しかしながら、法案では税金/罰金の支払いと、厳しい訴追リスクを軽減する機会を一度に限り、納税者に提供することが考えられています。

4. 2015年会社(インド会計基準)規則を公表

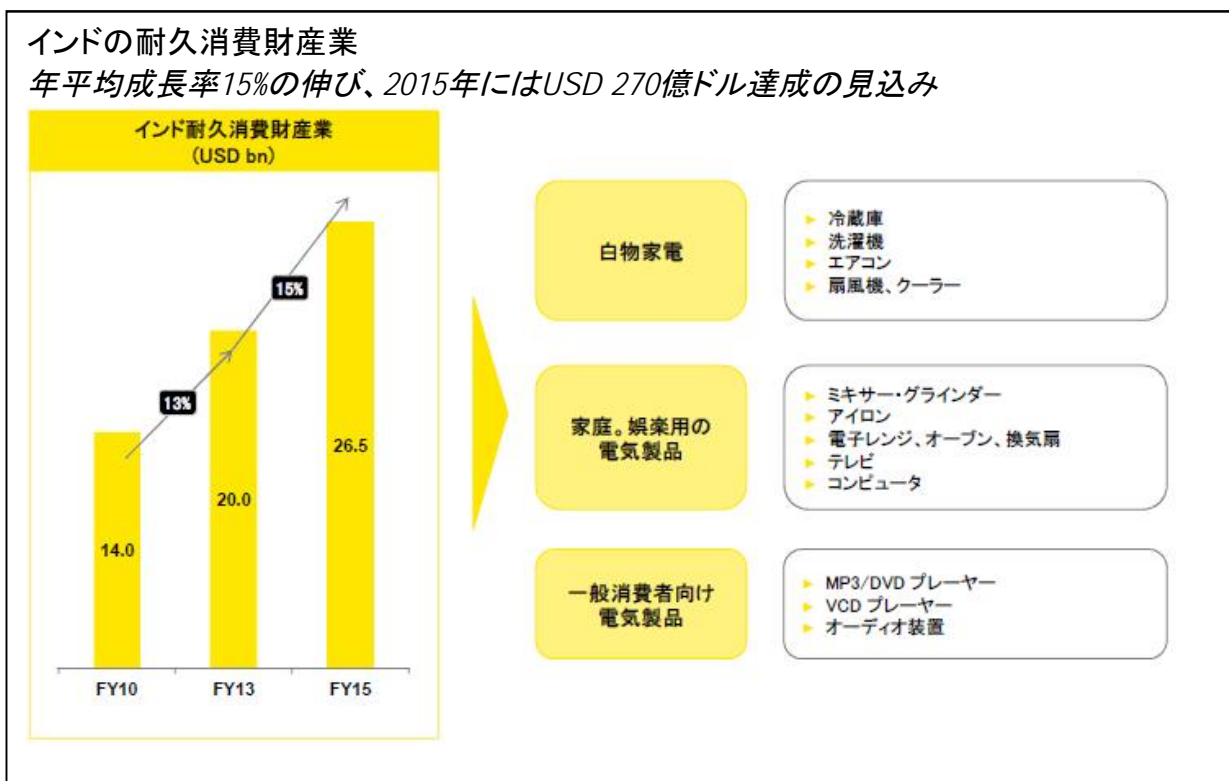
インドの新会計基準(Ind-AS)の正式な通知が企業省(MCA)によって発表されました。これによると、新しい40の新会計基準は、世界的に認知された国際財務報告基準(IFRS)へのアドプションモデルではなく、コンバージェンスモデルを採用するとしています。しかし一部で国際会計基準審議会(IASB)のIFRSの原則を採用しない(カーブアウト)領域があります。そのカーブアウトの重要な領域とは、インフレによるリース賃貸資産の定額法、外貨転換債券、固定資産のインドGAAP帳簿価額の使用、長期外貨借入の換算差額の処理です。

Ind-AS導入に向けたロードマップ及び導入における潜在的影響は本2月号をご参照下さい。また、会計基準の詳細はこちらをダブルクリックして下さい。<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/Stand.html>

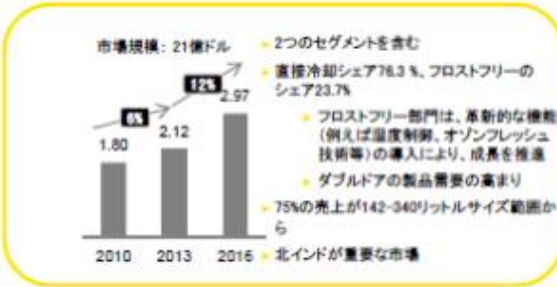
Ind AS基準	詳細	対応するIFRS
G.S.R dated 16 Feb 2015	2015年会社(インド会計基準)規則	
Ind AS 101	Ind ASの初度適用	IFRS 1
Ind AS 102	株式に基づく報酬	IFRS 2
Ind AS 103	企業結合	IFRS 3
Ind AS 104	保険契約	IFRS 4
Ind AS 105	売買目的で保有する非流動資産及び非継続事業	IFRS 5
Ind AS 106	鉱物資源の探求及び評価	IFRS 6
Ind AS 107	金融商品; 開示	IFRS 7
Ind AS 108	事業セグメント	IFRS 8
Ind AS 109	金融商品	IFRS 9
Ind AS 110	連結財務諸表	IFRS 10
Ind AS 111	共同支配の取決め	IFRS 11
Ind AS 112	他の企業への関与の開示	IFRS 12
Ind AS 113	公正価値測定	IFRS 13
Ind AS 114	規制繰延勘定	IFRS 14
Ind AS 115	顧客との契約から生じる収益	IFRS 15

Ind AS基準	詳細	対応するIFRS
Ind AS 1	財務諸表の開示	IAS 1
Ind AS 2	棚卸資産	IAS 2
Ind AS 7	キャッシュ・フロー計算書	IAS 7
Ind AS 8	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	IAS 8
Ind AS 10	後発事象	IAS 10
Ind AS 12	法人所得税	IAS 12
Ind AS 16	有形固定資産	IAS 16
Ind AS 17	リース	IAS 17
Ind AS 19	従業員給付	IAS 19
Ind AS 20	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示	IAS 20
Ind AS 21	外国為替レート変動の影響	IAS 21
Ind AS 23	借入コスト	IAS 23
Ind AS 24	関連当事者についての開示	IAS 24
Ind AS 27	個別財務諸表	IAS 27
Ind AS 28	関連会社及び共同支配企業に対する投資	IAS 28
Ind AS 29	超インフレ経済下における財務報告	IAS 29
Ind AS 32	金融商品：開示	IAS 32
Ind AS 33	1株当たり利益	IAS 33
Ind AS 34	期中財務報告	IAS 34
Ind AS 36	資産の減損	IAS 36
Ind AS 37	引当金、偶発債務及び偶発資産	IAS 37
Ind AS 38	無形資産	IAS 38
Ind AS 40	投資不動産	IAS 40
Ind AS 41	農業	IAS 41

5. Make in India: 消耗品市場の動向



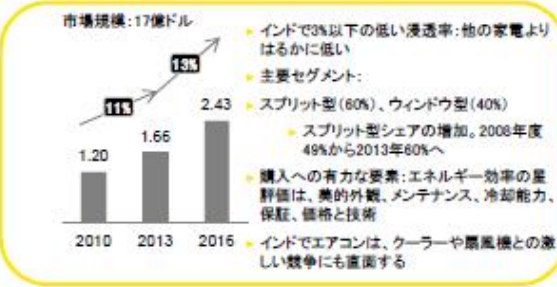
主要セグメントのスナップショット 冷蔵庫



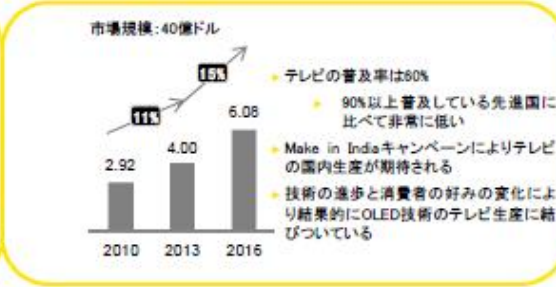
洗濯機



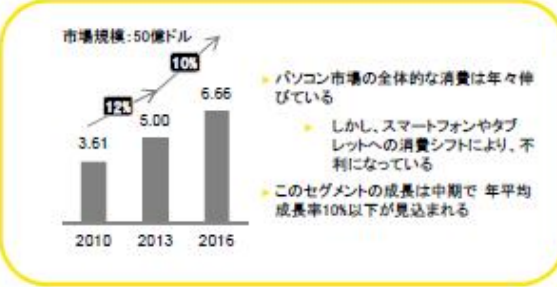
エアコン



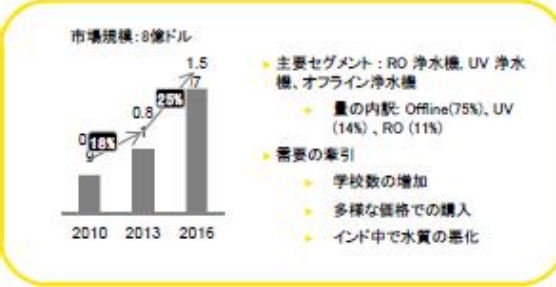
テレビ



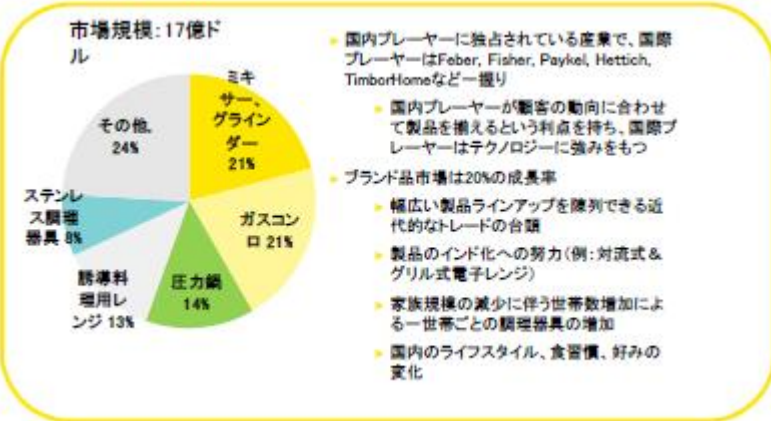
パソコン



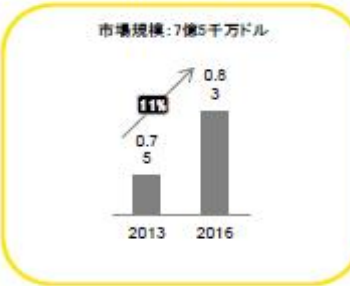
浄水器



キッチン用品



扇風機



エアクーラー



Source: EY Analysis

コメント

インドビジネスで事業目的を達成する上で最大のリスク(不確実性)のひとつが税務であり、とりわけ移転価格税制かと思量します。そのような中でAMP(広告宣伝・マーケティング・プロモーション)に関するランドマークというべき判決が行われ、さらにAPA遡及適用施行規則がようやく公表されました。納税者としてはこれらに沿って、リスクマネジメントに組み込み、リスクを低減し、リターンを最大化する必要があります。EYでは豊富な実務経験と実績でクライアントの皆様をご支援したいと存じております。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。